議第208号 公の施設の指定管理者の指定について

1 趣旨

呉市漁業共同利用施設(豊浜水産物荷さばき施設)の指定管理者を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

2 公の施設の概要

呉市漁業共同利用施設(全11施設)のうちの1施設を対象とするものです。

+/- ⇒n. →	曲に小文帖書を定させ割
施設名	豊浜水産物荷さばき施設
施設所在地	呉市豊浜町大字豊島字金崎地内
設置年月日	平成21年3月27日
設置目的	漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るための施設として設置する。
設 置 条 例	呉市漁業共同利用施設設置条例
施設規模等	延べ面積 314㎡
	構造・階数 鉄骨造,平屋建て
	主 要 設 備 冷蔵庫、冷凍庫、海水滅菌装置(海水用ポンプユニット、
	砂式急速ろ過機,紫外線滅菌装置)
利用状況	荷さばき取扱量 令和3年度 21 t
	令和 4 年度 2 1 t
	令和 5 年度 1 7 t
指定管理業	令和5年度
務に係る主	【呉市分】
要な決算の	歳入 0千円
状況	歳出 11,949千円
	指定管理料 0 千円
	需用費(修繕費) 11,949千円
	【指定管理者分】
	収入 1,884千円
	支出 884千円
	※指定管理者の収支決算詳細については、別添「指定管理業務収支状況報
	告書」(参考資料1)を参照
指定管理実	平成27年4月1日~令和2年3月31日 呉豊島漁業協同組合
績	令和2年4月1日~令和7年3月31日 呉豊島漁業協同組合

3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るために市長が必要と認める業務
- (3) 施設の使用の許可に関する業務
- (4) 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

5 団体(候補者)の概要

団 体 名	呉豊島漁業協同組合
団体所在地	呉市豊浜町大字豊島4136番地22
代表者氏名	代表理事組合長 北田 國一
設立年月日	平成18年11月1日
設立目的	水産業協同組合法の規定により、その組合員のために直接の奉仕をする
	ことを目的とする。
事業概要	次に掲げる事業等
	(1) 水産資源の管理及び水産動植物の増殖
	(2) 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
	(3) 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
	(4) 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
出 資 金	25,245千円
組合員数	1 3 4 人
役 員	代表理事組合長 北田 國一
	筆 頭 理 事 西倉 竹文
	理 事 北倉 末喜 北恵 清文 北木 正司
	北木 一夫
	監 事 北尾 薫 北井 昭一
決 算	令和5年度
	収入 65,705千円
	支出 50,024千円

6 団体 (候補者) から提出された事業計画書の概要

管理運営上	地域の漁業経営に密接な関係を有する施設として、利用者の主体である
の基本方針	漁業経営者との相互協力により、効果的かつ効率的な管理運営に努める。
管理運営体	代表理事組合長を管理責任者とし、当組合の荷さばき業務の責任者を開
制	所中の施設管理に係る現場責任者とするほか、必要に応じて臨時職員を配
	置する。さらに、緊急時には組合員を随時に追加配置できる体制とする。
施設の維持	日常点検を徹底し、設備の作動に異状がある場合には速やかに専門業者
管理	に点検を依頼するなど、良好かつ安全な維持管理に努める。
利用促進の	利用者からの要望等を積極的に聴取し、利用者の視点に立った管理運営
取組	を行う。
経費縮減の	常勤職員が隣接施設(豊浜製氷貯氷施設)との業務を兼務することで、
取組	人件費を削減する。また、業務に支障のない範囲で節電・節水の徹底を図

7 団体 (候補者) から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」(参考資料2)のとおり

8 選定の理由

当該施設は、漁業者の経営の安定及び環境の整備に必要な施設であり、地域の漁業経営に密接な関係を有していることから、地域の漁業経営者をその構成員とし、地域漁業の実態に精通している呉豊島漁業協同組合が管理運営をすることが効果的であるため、公募を行わず同組合を指定管理者の候補者として選定したものです。